

○高槻市立自転車駐車場条例

平成17年9月29日

条例第39号

高槻市立自転車駐車場条例（昭和54年高槻市条例第19号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市は、自転車等を利用する市民の利便に資するため、自転車等の駐車のための施設（以下「自転車駐車場」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 自転車駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
高槻市立紺屋町第2自転車駐車場	高槻市紺屋町7番28号
高槻市立高槻駅北地下自転車駐車場	高槻市芥川町一丁目1037番
高槻市立上牧駅自転車駐車場	高槻市神内二丁目1番12号

（駐車自転車等の種類）

第3条 自転車駐車場には、次に掲げる車両（以下「自転車等」という。）のうちから、自転車駐車場ごとに別表に定めるものを駐車できるものとする。

- （1） 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車及びこれに類するものとして市長が認めるもの（以下「自転車」という。）
- （2） 道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車（以下「原動機付自転車」という。）
- （3） 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に規定する大型自動二輪車（以下「大型自動二輪車」という。）又は普通自動二輪車（以下「普通自動二輪車」という。）

（指定管理者による管理）

第4条 市長は、自転車駐車場の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- （1） 自転車駐車場の利用の許可、利用者に対する誘導その他利用に関すること。
- （2） その他自転車駐車場の管理に関し市長が必要と認める業務（入出場日等）

第5条 自転車等を自転車駐車場に入場させ、又は出場させることのできる日及び時間（次

項において「入出場日等」という。)は、次の表に定めるとおりとする。

名称	入出場日	入出場時間
高槻市立紺屋町第2自転車駐車場	毎日	午前6時から翌日の午前6時まで
高槻市立高槻駅北地下自転車駐車場		午前6時から翌日の午前零時30分まで
高槻市立上牧駅自転車駐車場		午前4時30分から翌日の午前零時30分まで

- 2 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、入出場日等を変更することができる。

(利用料金)

第6条 自転車駐車場を利用する者は、指定管理者に対し、利用料金(地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。)を支払わなければならない。

- 2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

- 3 指定管理者は、規則で定めるところにより、市長の承認を得て利用料金の5パーセント以内の割引をした額をもって、回数駐車券を発行することができる。

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があるとき、市長が定める基準により利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第8条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の理由があるとき、市長が定める基準により、その全部又は一部を還付することができる。

(禁止行為)

第9条 自転車駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自転車等の駐車を妨げること。
- (2) 自転車駐車場の施設を損傷し、又は滅失すること。
- (3) その他自転車駐車場の管理上支障を及ぼす行為をすること。

(供用の休止)

第10条 市長又は指定管理者は、自転車駐車場の整備工事その他の理由により必要があると認めるときは、自転車駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。この場合

において、指定管理者にあつては、あらかじめ、市長の承認を得なければならない。

(善良な管理者の注意義務)

第 1 1 条 市及び指定管理者は、自転車駐車場における自転車等の保管に関し、善良な管理者の注意を怠らなかった場合は、その自転車等の損傷又は滅失について損害賠償の責めを負わない。

(委任)

第 1 2 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

(令元条例 3 8 ・旧附則 ・一部改正、令 2 条例 1 1 ・旧第 1 項 ・一部改正)

附 則 (平成 2 0 年 3 月 2 8 日条例第 1 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 2 2 年 6 月 2 9 日条例第 1 7 号) 抄

1 この条例は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和元年 7 月 1 2 日条例第 4 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、次条第 7 項及び附則第 3 条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 次項から第 6 項までに定めるものを除き、改正後の本則に掲げる条例の規定は、令和元年 8 月 1 日 (以下「基準日」という。) 以後の申請に係るこの条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後の使用等に係る使用料等について適用し、基準日前の申請に係る施行日以後の使用等に係る使用料等及び施行日前の使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。

4 第 7 条の規定による改正後の高槻市営駐車場条例第 5 条第 2 項及び別表第 2 から別表第 5 まで、第 8 条の規定による改正後の高槻市立総合スポーツセンター条例別表第 5 の 4 の (2) の表備考 3 第 1 号及び第 2 号、第 1 4 条の規定による改正後の高槻市立熱利用センター条例別表第 1 の 1 の項の表備考 4、第 1 6 条の規定による改正後の道路法に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例第 6 条第 2 項及び別表、第 1 8 条の規定による改正後の高槻市立自転車駐車場条例第 6 条第 2 項及び別表並びに第 1 9 条の規定による改正後の道路法に基づき駐車料金を徴収する自転車駐車場に関する条例第 6 条第 2 項

及び別表の規定は、施行日以後に徴収する定期使用料等、回数駐車券に係る使用料及び駐車料金並びに回数券に係る利用料金について適用し、施行日前に徴収する定期使用料等、回数駐車券に係る使用料及び駐車料金並びに回数券に係る利用料金については、なお従前の例による。

- 7 市長は、前各項の規定により難い特別の事情がある場合には、当該規定にかかわらず、この条例の施行に関し必要な経過措置を別に定めることができる。

(準備行為)

第3条 施行日以後の行政財産の使用に係る使用料の徴収その他この条例を施行するための必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (令和元年12月17日条例第38号)

この条例は、令和元年12月20日から施行する。

附 則 (令和2年3月25日条例第11号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年6月26日条例第37号)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の高槻市立自転車駐車場条例第6条第1項の規定及び第3条の規定による改正後の道路法に基づき駐車料金を徴収する自転車駐車場に関する条例第6条第1項の規定による定期使用料の徴収その他この条例を施行するための必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (令和2年12月16日条例第53号)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の高槻市立自転車駐車場条例第6条第1項の規定による定期使用料の徴収その他この条例を施行するための必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 道路法に基づき駐車料金を徴収する自転車駐車場に関する条例(平成17年高槻市条例第40号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (令和3年6月25日条例第28号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条、第6条関係）

名 称	自転車等の種類	利 用 料 金				
		一時利用 料金	定期利用料金			
			1 か月		3 か月	
			学生	一般	学生	一般
高槻市立	自転車	200円	1,400円	2,900円	3,900円	8,100円
紺屋町第2自転車駐車場	原動機付自転車	300円	4,000円		11,400円	
高槻市立	自転車	200円	1,400円	2,900円	3,900円	8,100円
高槻駅北地下自転車駐車場	原動機付自転車	300円	4,000円		11,400円	
	普通自動二輪車 (小型に限る。)		4,500円		12,900円	
高槻市立	自転車	210円	1,360円	2,820円	3,890円	8,000円
上牧駅自転車駐車場	原動機付自転車	310円	3,970円		11,300円	
	普通自動二輪車 小型					
	中型	420円	4,500円		12,830円	
	大型自動二輪車		5,020円		14,300円	

備考

- この表において、「学生」とは学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校又はこれらに類するものとして市長が認める施設に通学又は通園している者をいい、「一般」とは学生以外の者をいう。
- この表において、「小型」とは道路交通法施行規則第24条第2項の表に規定する小型二輪車をいい、「中型」とは小型以外の普通自動二輪車をいう。
- 午前9時以後に入場させ、かつ、当日の午後4時までに出場させた場合における一時利用料金の額は、この表に定める一時利用料金の額の半額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 高槻市立高槻駅北地下自転車駐車場のうち利用の促進を図る必要があると市長が

認める部分に係るこの表の規定の適用については、この表高槻市立高槻駅北地下自転車駐車場自転車の項中「2,900円」とあるのは「2,320円から2,900円までの範囲内で規則で定める額」と、「8,100円」とあるのは「6,480円から8,100円までの範囲内で規則で定める額」とする。